

生活保護の自立支援に関する一考察

- 潜在能力アプローチの視点から -

首都大学東京大学院 塚本鶴樹(会員番号 7999)

キーワード 生活保護、自立支援、潜在能力アプローチ

1. 研究目的

本研究は、2004年12月に提出された生活保護制度の在り方に関する専門委員会による最終報告書で示された「自立支援」の考え方に関して、その自立が従前の自立概念とどう異なるのか比較検討を行うとともに、生活保護が行う支援における「自立支援」の意味を考察する。その上で、この「自立支援」が被保護者の自立を支援することの妥当性を検討し、自立支援プログラム策定へのインプリケーションを提示することを目指す。

研究課題は、次の通りである。

- 1) 生活保護は自立をどう捉えてきたのか。
- 2) 「自立支援」は何を支援するのか。
- 3) 「自立支援」は、被保護者の自立をどのように支援できるのか。

2. 研究の視点および方法

本研究は、生活保護の自立支援に関する文献研究である。

まず始めに、生活保護制度における自立概念について簡単にまとめる。そして、分析の視点として、まずリスター(2004=2011)が示している『物質的・非物質的な貧困の車輪』における「容認できない困窮としての物質的な核と関係的・象徴的な側面」のコンセプトとセン(1992=1999)の潜在能力アプローチを用いて生活保護の行う支援について考察し、さらに生活保護の自立及び自立支援の検討を行う。最後に、本研究でまとめてきた知見を基に自立支援プログラム策定への含意を提示したい。

3. 倫理的配慮

本研究は、学術論文、省庁の通知・報告書を用い、個人情報や調査等は使用せず、研究の遂行に当たっては「日本社会福祉学会研究倫理指針」の規定を遵守する。

4. 研究結果

課題1) について。生活保護法は1950年における新法制定により、その目的を最低限度の生活の保障と自立を助長することと定め、現在まで継続されてきている。この研究で考察する自立に関しては、しかしながら、社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会(以下、専門委員会)での論議と報告書によってその概念は変化している。たとえば、自立の助長に関しては、初期の小山と木村により異なった解釈が与えら

れて以降、今回の検討委員会までいくつかの論議が行われているが、概ねこれまでは生活保護の自立とは経済的なそれであると認識されてきたように考えられる。一方、専門委員会は「就労による経済的自立のための支援（就労自立支援）のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援（日常生活自立支援）や、社会的なつながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援（社会生活自立支援）をも含むものである」としており、より広い意味で自立を捉えている。

課題2) について。貧困が、物質的核である容認されない困窮とその周辺に配置される象徴的・関係的側面からなる車輪のようなものであるとするなら（リスター、2004=2011）、生活保護における最低生活の保障は、物質的核を保障するとともに象徴的・関係的側面において所得不足によって生じる困難に対処するものである。また、ケースワークとして捉えられてきた対人支援は、象徴的・関係的側面で直接には低所得と関連のない部分に対して行われる可能性をもつものと考えられる。しかし従来行われてきたのは、自立助長としての就労指導、扶養義務者からの援助活用等であり、貧困の非物質的側面にかかわる支援は行いきれていなかったのではないか。一方、自立支援プログラムの導入により、社会的なつながりの回復や維持など、すべてとは言えないものの、象徴的・関係的側面にも支援が可能になったように思われる。そしてここには、人の手を借りない、自分ですべて行うといった前提はなく、いわゆる支援付きの自立を視野に入れることもできる。

課題3) について。自立支援の展開を探求するために、もう一つ別の観点から生活保護の支援を考えてみる。セン（1992）は、潜在能力と貧困を関係づけるのと同時に自由の重要性を福祉的自由とエイジェンシーとしての（行為主体的）自由として提示している。やや大胆に論ずると、福祉的自由の充足としての物質的核への対応、または所得保障（最低生活保障）と行為主体的自由の獲得のための象徴的・関係的側面への支援、または自立支援と考えることが可能である。「自立支援」が、社会福祉法の基本理念にある「利用者が心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」（専門委員会報告書）であるとき、軽視、屈辱、尊厳および自己評価への攻撃、他者化等から回復し、行為主体としての自由をもつことで、社会的なつながりを持って日常生活を営み、就労にも向かえるような自立支援を行っていくことができる。つまり、「自立支援」は、被保護者による行為主体的自由の獲得を目標にすることで可能になる。ここで重要なのは、エイジェンシーとしての自由の獲得を支援するには、支援を受ける被保護者の自立生活観を知ることが必要になるということである。以上の点を考慮して自立支援プログラムの策定を行うのであれば、より利用者の経験、視点をプログラム策定に加えていくことが求められる。

【参考文献】 Sen, A. (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press: Oxford, =1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁 訳 『不平等の再検討 潜在能力と自由』, 岩波書店
 Lister, R. (2004) *Poverty 1st Edition*, Policy Press: Cambridge. =2011, 松本伊智朗監訳 立木勝訳 『貧困とはなにが 概念・言説・ポリティクス』, 明石書店